

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

メダカも オラクルひと・しくみ研究所の
小阪裕司氏はワクワク系マーケティング実践会を主宰する。会員企業の眼鏡店が
移転した。新店は二階があり、売場面積は倍近くになった。普通、そこに商品を置くところだが、顧客コミュニティを丁寧に育んでいる同社
は、そうではない。代わりに、「文庫」と称して書籍の貸し出し、読書ができるカウンターと椅子。
そして、お客様が持参した写真や小物。極め付きは生きているメダカも。なのに、肝心の
売上げは、移転後も絶好調が続いている。私の
周りで改裝のたびに店頭在庫が減っていく店も
多い。商いの世界で、店頭在庫の代わりに何が
売上の鍵を握っているのだろうか。商業界所載。

税務 ミニガイド

国税庁によると、平成28年度の査察の処理件数は193件で、そのうち告発件数は132件、告発率は68.4%となっています。

また、査察事件のうち1審判決が言い渡された件数は100件で、そのすべてが有罪判決、そのうち14人が実刑判決となっています。



ヒントヒント



1月からの源泉徴収事務

年始の準備として、以下の事務を行なう予定です。

□税制改正

平成29年度税制改正における配偶者控除、配偶者特別控除の改正とともに、平成30年1月以降の給与、賞与から控除する源泉徴収税額の計算方法も変更されることになります。

□扶養親族等の数

給与、賞与から控除する源泉徴収税額については、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が提出されている場合には、扶養親族等の数に応じて計算されることになります。

この扶養親族等の数の算定方法が変更されることになります。

平成29年12月までは、基本的には、控除対象配偶者および控除対象扶養親族の数をカウントすることになっていますが、平成30年1月以降は、源泉控除対象配偶者および控除対象扶養親族の数をカウントすることになります。

□源泉控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である者に限る）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く）のうち合計所得金額が85万円以下である者をいいます。

したがって、たとえ配偶者控除の対象となる控除対象配偶者であっても、本人の合計所得金額が900万円を超えている場合には、源泉控除対象配偶者には該当しません。

また、配偶者控除の対象となる控除対象配偶者ではなくても、本人の合計所得金額が900万円以下であり、配偶者の合計所得金額が85万円以下であれば、源泉控除対象配偶者に該当することになります。

なお、配偶者控除の対象となる控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（本人の配偶者でその生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者）のうち、本人の合計所得金額が1千万円以下の人をいいます。

□障害者等による加算



○明治維新、都は東京へ移った。慶応3年大政奉還。同4年江戸城明け渡し、上野・彰義隊との戦いを経て、江戸という地名が東京に変わったのが7月。9月に天皇の東京行幸が始まり、10月に江戸城に入る。江戸城は即日皇居となり東京城と改名する。でもこれは天皇の東京巡幸であり、御所のある京都の人達は、天皇はお江戸へ旅をしてはるという解釈にも。



扶養親族等の数をカウントする際に、同一生計配偶者または扶養親族のうちに障害者または同居特別障害者がある場合には、これらの一一に該当するごとに、1人を加算することになります。

なお、これらの障害者または同居特別障害者が国外居住親族（非居住者である親族）である場合には、親族関係書類の提出または提示が必要となります。

□申告書の改正

これらの改正とともに、平成30年分から給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の様式が改正され、平成29年分までは控除対象配偶者を記載する欄が、平成30年分からは源泉控除対象配偶者を記載する欄に変更されることになります。

また、平成29年分までの給与所得者の配偶者特別控除申告書が、平成30年分からは給与所得者の配偶者控除等申告書に改定され、給与所得者の保険料控除申告書との兼用様式ではありません。

なお、給与所得者の配偶者控除等申告書については、平成30年分の年末調整の時までに提出することになります。

民法の120年ぶりの大改正 一そのポイントを考える一

5月参議院本会議で改正民法が120年ぶりに可決成立しました。主に消費者の保護と権利拡大を図る改正なので、これまでの商習慣を大きく変える見直しがあり、中小企業や個人事業者の実務に与える影響は幅広いものがあります。

(1)連帯保証制度の厳格化 ①事業目的の融資で配偶者や自己の会社の役員以外の者を連帯保証人とするケースでは、公証人と直接会って、保証の意思確認をしてもらわなければならなくななりました。②保証の契約時には、自己の会社の財務状況を保証人に対して説明することが義務付けられることになります。内容に虚偽説明等があるケースでは、保証人は後からでも契約を取り消せます。さらに財務状況の情報提供は、連帯保証人から請求があれば、いつでもその内容を知らせなければなりません。③さらに個人

の連帯保証人を付けるケースでは、連帯保証を負った時に保証する限度額を設定することも義務化されます。これら①～③は保証人の手厚い保護にはなりますが、逆に中小法人などの事業者が連帯保証人を今までより付けにくくなることも確実です。

(2)約款の見直し ①消費者が約款に同意していたとしても、その内容が利用者にとって一方的に不利益となるようなものであれば契約は無効となります。②約款後に事業者の判断で約款を変更することができるのは、消費者の利益になる場合に限ります。

(3)「消滅時効」の統一化 これまでの消滅時効は、飲食代等は1年間、商品代や報酬等なら2年間、医師の診療報酬は3年間など取引の種類によって複数ありました。この煩雑さを解消するため、原則次の二つの期間を併用する制度となります。①請求権があると知ったときから5年間、②請求権があると知らなかつたときは請求できるようになってから10年間。

改正範囲は広いので是非再確認して下さい。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しております。今日は一寸お聞きしたいことがあります。お伺いいたしました。宜しくお願いします。

A こちらこそご無沙汰しています。今日はどのような件でしょう。

Q 夫婦間の婚姻期間が長いと、それなりに社会的習慣として、よいことがあるようですね。

私ども夫婦は昨年結婚20周年を迎ましたが、税法でも贈与のケースで、税の緩和規定があるやに聞きました。

実は平成2年5月に、妻が5,000万円の居住用マンションを取得し、現在夫婦が一緒に住んでいます。ところで、5,000万円の内、4,000万円は同族会社から妻が借り入れ、残りの1,000万円は妻の自己資金で賄ったものです。

そして私は、先ほどの緩和規定を活かすため、妻に2,000万円を贈与し妻はそのお金で同族会社

法の優しさと厳しさ

の借入金を返済しました。今日の質問は、夫から贈与を受けた2,000万円の金銭は相続税法第21条の6の贈与の配偶者控除に規定する金銭を取得した場合に該当しますでしょうか。また、該当する場合どのような資料を準備しておく必要がありますか。

A まずお答えする前に相続税法第21条の6に規定する「贈与税の配偶者控除」の規定についてご説明しましょう。

つまり、同上第1項に規定する配偶者から金銭を取得した者が一定の期日までに、「当該金銭をもって居住用不動産を取得」しなければ、同項の規定の適用はありません。

今回は、夫からの金銭で取得したのではなく借入金で取得いたしました。

法律の厳しさと申しますか、一見して結果は同じように見える事実関係のようですが、税の厳しさについて教えられる規定です。

ナマの税務相談室

所得補償保険による 福利厚生プラン

最 近の新聞記事によると、今年に入って国内のプロスポーツ界で、巨額年俸で契約した選手が、けがで出場不可となった場合に補償される保険が、普及し出した、とのことです。数十億円の年俸が珍しくない欧米では常識だったそうです。米メディアによると、ダルビッシュ有投手が2015年に故障でシーズンを欠場した際は、球団に年俸の半額以上が補償されたという。

個 人レベルにおいても、非婚・晩婚化が進む中、働く人の生活不安に備える就業不能保険の人気は高くなっているようで、外資系や中小保険会社が占めていた分野に国内大手の損保会社も本格参入、と報道されています。

こ ういう保険は、所得補償保険と分類され、病気やけがで収入が途絶えるリスクに対処するための損害保険契約のことです、個人の受取保険金は、身体の障害に基いて支払いを受ける保険金に該当するので所得税の非課税とされています。

な お、個人事業主が自分の事業所得に係る補償保険の保険料を支払ったとしても、その保険料は家事費であり、「業務について生じた費用」とはいえないでの、所得の金額の計算上必要経費に算入することはできず、生命保険料控除（介護保険料）の対象になるとされています。

逆 に、事業主及び法人が、従業員や役員を対象とし

て、この保険の保険料を負担した場合には、必要経費になります。

特 定の従業員のみを被保険者・受取人とするときは、その都度の給与支払い扱いになり、全従業員を対象とするときは福利厚生費となり、受取保険金は各自の所得税の非課税となります。

と ころで、労災の休業補償給付や健康保険からの傷病手当金などの支給（給与月額の6割～8割）を受ける時、この支給期間に事業主が給与の支払いをしてしまうとこれらの給付金の支給は減額又は全額カットされてしまいます。でも、給与の支払いに換えて、所得補償保険金を受取るようにすると、これらの給付金の額の調整はされません。「給付金+所得補償保険金」で、通常月の収入を確保できるようにする、福利厚生プランになります。

8日寒露、
23日霜降。
栗は大粒で、山地に自生。
芝栗は小さくて味がよい。
栗は山盛り一升五十以下
を大粒、七十五ほどを中粒、
百以上を小粒とする。丹波、
★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。

秋10月。「栗笑む」。
十分に熟れると栗の毬は
落ちた地上で弾け、中から
艶々と輝く光沢の実が顔を
のぞかせます。これが「栗
笑む」という状態です。
「知らぬ子とあうてはな
れて栗拾ふ 左右」



考えて、考えて、考え方。
でも、わからないことがある。
その場合はやってみることである。

(実業家 小倉昌男)

10月の税務メモ

(国 税)

- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
- 8月決算法人の確定申告
- 30年2月決算法人の中間（予定）申告

(地方税)

- | | |
|----------|--|
| 10日 | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 16日 | |
| 31日
々 | ○8月決算法人の確定申告
○30年2月決算法人の中間（予定）申告
○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |